

## 公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

(令和3年5月1日)

統括管理責任者（副学長、事務局長）決定

姫路獨協大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正（令和3年2月1日 文部科学大臣決定）に基づき、「姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程（以下「規程」という。）」を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施します。

### 1 コンプライアンス教育について

公的研究費等の不正防止対策を行うため、公的研究費の運営及び管理に関わる構成員を対象に、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不当に当たるのかなどを理解することを目的としたe-learningによるコンプライアンス教育を毎年実施し、当該実施状況を確認のうえ定期的に最高管理責任者に報告します。

### 2 啓発活動の実施について

- (1) 年2回の公的研究費に係る学内説明会時に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正についての説明を行い、不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ります。
- (2) 年1回の公的研究費に係る進捗状況の確認時に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正についての説明を行い、不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ります。
- (3) 学内の各部署の掲示板に啓発活動に係るポスターを掲示します。
- (4) 本学のホームページ及び学内Webへ啓発活動に係るポスターを掲載します

以上